

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)  
「ACCEL」プログラム業務にかかる任期制契約職員の募集[技術系]

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、科学技術基本計画の中核的な実施機関として、「科学技術の振興」に関わる業務を行っています。JSTでは、新たに「ACCEL」プログラムに関する業務を担当するスタッフ(主任調査員)[技術系]を募集します。

職名	主任調査員
職務内容	「ACCEL」プログラムに関する以下の業務 1. 研究成果の調査、評価及び活用に関する業務 2. ACCEL課題の実施計画・契約の調整、進捗管理などに関する業務 3. ACCEL事業の事前・中間・事後評価に関する業務 4. 以上に係るJST内外関係者との調整業務、社内外向け資料作成・校正、電話・メール応対等事務業務。 5. その他JSTが特に必要と認める業務 ※ 自らが研究に携わる研究職ではありません。 ※ 参考ホームページ ACCEL <a href="http://www.jst.go.jp/kisoken/accel/about/index.html">http://www.jst.go.jp/kisoken/accel/about/index.html</a>
応募資格(要件)	・大卒以上 ・出張、外勤、残業に対応可能であること。 ・電子メール、Word、Excel、PowerPoint等のPC操作に支障がないこと。 ・化学、材料科学、半導体工学、電機・電子工学、情報工学のいずれかの分野について専門性を有すること。 ・専門以外の研究分野についても取り組みができること。 ・企業等において実用化・産業化に係わる研究開発マネジメントの経験を有すること。 ・科学技術や学術の動向についての知見を有し、学びつづける意欲があること。 ・緊密な連携をとりつつ、チームメンバーと協働して、調査・研究開発推進マネジメントや情報発信等ができること。 ・研究支援に携わる能力・実績・意欲を有し、JST内外関係者との業務遂行に必要な調整能力、協調性等を有すること。
任期	◆単年度契約 ※但し、H29年10月2日～翌年3月31日に雇用開始の者の初回契約期間は雇入日～H30年9月30日までとし、その後更新する場合は年度単位での契約とする。 ◆次年度以降の契約更新については、人事評価等によりJSTが必要と判断した場合に限り可能。 ◆更新回数は4回を限度とする。 ※但し、事業年度中に65歳に達する時は、更新回数に関わらず当該事業年度末日をもって雇用契約を終了とする。 事業の改廃、国における予算の状況その他の事情により、契約更新を行わない場合がある。
勤務地	JST東京本部別館(東京都千代田区五番町)
勤務時間	勤務時間 選択制…上司と調整の上、個人が選択 (1)9:00～17:30 (2)9:30～18:00
休日休暇	完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、創立記念日、年次休暇、特別休暇
処遇	◆給与については経験等考慮の上、JST規定により決定致します。 510万円～600万円程度 ◆通勤手当はJSTの規定に基づき別途支給。 ◆年齢により、月給制または年俸制にて支給。 ◆各種保険完備。
着任時期	平成29年5月1日以降(適任者と相談の上、決定)
採用予定数	2名
選考方法	1. 書類選考 2. 面接 ※書類選考通過者のみ、面接の日程について連絡します。 ※指定日に来社のこと ※選考内容に関する質問、問合せ等は不可 ※採否の決定はメール等により個別に連絡
応募方法	下記住所(書類提出先)まで郵送のこと。E-mailでの応募は不可
提出書類	1. 履歴書(写真添付のこと) 2. 職務経歴書(様式自由) 3. 志望動機と小論文「研究開発現場を離れた本部で、イノベーション創出を目指して現場をいかにサポートするか」 志望動機と小論文合わせてA4用紙3ページ以内(書式自由) ※いずれも、様式自由 ※提出書類は返却しませんのでご了解ください。 ※応募に際して提供された個人情報に関しては選考目的以外には使用しません。
応募期限	随時選考し、適任者が決まり次第締め切ります。
書類提出先 及び問合せ先	〒102-0076 東京都千代田区五番町7 国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部 ACCELグループ 担当 E-mail: terashit<AT>jst.go.jp E-mail: kyoshida<AT>jst.go.jp (※メール送信の際は<AT>を@に変更願います。) Tel 03-6380-9130
備考	1. 採用決定し、JSTが直接雇用するに当たっては、以下の提出が条件となります。 ・身元保証書(保証人2名要※1) ・個人番号※2(扶養家族を含む) 2. 上記1.に加え、職場における事故等の緊急時対応のため、緊急時連絡票(本人と本人以外の緊急連絡先を記載したもの)もご提出いただけます。 ※1 保証人には両親以外の方を少なくとも1名、非同居人(親も可とします)を少なくとも1名含むものとします。 ※2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条に定めるもの(マイナンバー)